（国立公園利用企画官の職務）

第二十一条　国立公園利用企画官は、国立公園の保護及び整備（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに国立公園に関する事業の振興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（外客受入施設専門官の職務）

第二十二条　外客受入施設専門官は、国立公園の保護及び整備に関する事業に係る施設の整備等に関する専門の行政事務を行う。

第二十三条　（略）

（国立公園管理官の職務）

第二十四条　国立公園管理官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項に関する事務を行う。

第二十五条・第二十六条　（略）

（中間貯蔵技術企画官の職務）

第二十七条　中間貯蔵技術企画官は、中間貯蔵に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十八条・第二十九条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（首席調整官及び調整官の設置期間の特例）

第二条　第一条の二第一項の首席調整官及び調整官のうち五人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

（削る）

第三条　（略）

（企画課の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新規）

第十九条　（略）

（新規）

第二十条・第二十一条　（略）

（新規）

第二十二条・第二十三条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（首席調整官及び調整官の設置期間の特例）

第二条　第一条の二第一項の首席調整官及び調整官のうち四人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

3　第一条の二第一項の調整官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第三条　（略）

（企画課の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の企画課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第五条　第二条第一項の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第六条　第二条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

第七条　（略）

（除染対策第二課の設置期間の特例）

第八条　第二条第一項の除染対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

第九条～第十一条　（略）

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の設置期間の特例）

第十二条　第二条第一項の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十三条～第十五条　（略）

（管理課の設置期間の特例）

第十六条　第二条第一項の管理課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地総括課の設置期間の特例）

第十七条　第二条第一項の用地総括課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地審査課の設置期間の特例）

第十八条　第二条第一項の用地審査課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第五条　第二条第一項の経理課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第六条　第二条第一項の放射能汚染対策課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

第七条　（略）

（除染対策第二課の設置期間の特例）

第八条　第二条第一項の除染対策第二課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（市町村除染推進課の設置期間の特例）

第九条　第二条第一項の市町村除染推進課は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十条～第十二条　（略）

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、汚染等推進第四課及び除染等推進第五課の設置期間の特例）

第十三条　第二条第一項の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十四条～第十六条　（略）

（新規）

（用地総括課の設置期間の特例）

第十七条　第二条第一項の用地総括課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地審査課の設置期間の特例）

第十八条　第二条第一項の用地審査課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。